

事務連絡
令和5年3月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用（案）について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年 国土交通省告示第157号）に関する補足説明及び運用（案）を別添1のとおり取りまとめたので、お知らせいたします。なお、同補足説明及び運用は、今後予定される宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の公布を踏まえ、改めてお知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、貴団体傘下の建設業者から、関係のあるストックヤード等へストックヤード運営事業者登録規程を周知していただくよう、格段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。